土地区画整理事業の主な流れ（個人施行の場合）

土地区画整理事業は以下のような流れ（フロー）で実施されます。

技術援助の申請
知事または市長に対し，技術援助を求めることができます。

↓

企画・調査
まちの現況調査等を実施し，整備の必要性を検討します。まちづくりの基本構想を策定します。

↓

換地設計　**事業計画の事前協議**
換地の位置・地積等を検討する作業です。
事業計画の素案ができる段階になったら，関係する機関と事前協議を行ないます。

↓

関係権利者の同意
宅地以外の土地の管理者の承認
認可申請をするにあたり，事業計画に対する関係権利者の同意や宅地以外の土地の管理者から承認を得ます。

↓

施行認可申請・認可・公告
管理関係者の事業に対する同意等を取得したら，施行認可申請書を作成します。

↓

仮換地指定
将来換地される土地の位置，地積などを指定します。（関係権利者を含む全員の同意を得たうえで行ないます。）

↓

移転・除却　**工事**
仮換地の指定を受け，建物などの必要に応じて仮換地崎に移転します。
道路や公園などの公共施設の整備を実施します。

↓

換地計画
換地処分の基礎となる土地の位置・地積や精算金の額などを決めます。

↓

換地処分
換地処分により，従前の土地にあった権利や義務はこの処分の日の翌日から施行後の土地に移ります。

↓

土地・建物の登記
換地処分の内容で登記を行ないます。
保留地については新たに登記します。

↓

清算
施行地区内の換地相互間に生じた不均衡を金銭により清算します。

↓

終了認可申請
施工者は区画整理事業の認可権者に対して，事業の終了認可を申請します。

事業実施期間